

「指定介護老人福祉施設」 特別養護老人ホーム青石寮
「指定短期入所生活介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3873700185号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 組合名 | 八幡浜地区施設事務組合 |
| (2) 組合所在地 | 愛媛県八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2 |
| (3) 電話番号 | 0894-36-1020 |
| (4) 代表者氏名 | 八幡浜地区施設事務組合 組合長 大城 一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和45年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・
平成12年3月17日指定 愛媛県指令第108号
愛媛県3873700185号
※当事業所は特別養護老人ホーム青石寮の空床利用型です。 |
| (2) 事業所の目的 | 短期入所生活介護 |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム青石寮 |
| (4) 事業所の所在地 | 愛媛県西宇和郡保内町磯崎2114番地3 |

(5) 電話番号 0894-35-0510

(6) 事業所長(管理者) 施設長 菅 義則

(7) 当事業所の運営方針

利用者の心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供いたします。この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態に応じた介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(8) 開設年月 昭和45年6月1日

移転年月 平成15年6月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8時30分～18時30分 土・日・祝日 8時30分～18時30分

(10) 利用定員 5人(空床利用)

(11) 送迎実施地域 八幡浜市、伊方町、西予市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋・2人部屋ですが、入院等で空室になった部屋をご利用していただきます。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、居室変更を行う場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	40室	
2人部屋	35室	
	室	
	室	
合 計	75室	
食堂	5室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、階段…
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状

況や安全、安楽の面から、やむなく居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

①居室滞在費

個室：室料及び、光熱水費相当 二人部屋（相部屋）：室料及び、光熱水費相当

※ご契約者に利用料金をご負担いただきます（重要事項別添参照）。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	
2. 事務員	2	
3. 介護長	1	
4. 介護職員	37	
5. 生活相談員	2	
6. 看護職員	5	
7. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	(1)	
8. 介護支援専門員	4（常勤1・兼務3）	
9. 医師	(2)	必要数
10. 栄養士（管理栄養士）	2	
11. 調理員	7	
12. 介護助手・業務員	8	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	永松医師 清水医師 精神科
	毎週月曜日 13:00～14:00 週木曜日 14:30～15:30 くじらクリニック（往診対象者利用者のみ）

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：15～16：00 5名 日勤： 9：15～18：00 5名 遅出：10：15～19：00 5名 夜勤：17：00～ 9：30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8：30～17：15 1名 遅出： 9：45～18：30 2名
4. 生活相談員	日勤： 8：30～17：15 1名 遅出： 9：45～18：30 1名 祝休日は、生活相談員及び介護支援専門員 が交代で出勤 1名
5. 機能訓練指導員	看護職員の勤務時間 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについて、利用料金の大部分（9割、8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

※市町から交付されます「介護保険負担割合証」に記載の割合応じた額を負担していただきます。

＜サービスの概要＞

①食事援助および栄養管理

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）により、ご契約者のご年齢、心身状況等により、適切な内容の食事を提供いたしております。
- ・ご契約者の希望により主食の形態を選択することができる他、アレルギーはもちろん嗜好上食べられないものについては排除したり、代替品を用いる等配慮します。
- ・ご契約者の自立支援の為、自力摂取の援助、離床して食堂での食事を原則としていますが、心身の状況により、居室等で食事を摂ることも可能です。

（食事時間）

朝食： 07：30 ～ 昼食： 12：00～
夕食： 18：00 ～

※ 食事時間においてはご契約者のご希望に配慮いたします。

※「食材費＋調理費相当分」につきましては、食費としてご契約者負担となります。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理および服薬管理を行います。
- ・介護職員は許された範囲内で、喀痰吸引や胃ろう等の管理をおこないます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え、口腔清潔を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第4条、5条参照ならびに重要事項別添参照)

利用料金は重要事項別添を参照ください。

(2) 利用料金をご契約者にご負担いただくサービス(契約書第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居住費(重要事項別添参照)

- ・青石寮の居住費は一人部屋(個室)1,231円、二人部屋(相部屋)915円です(日額)。
- ご契約者の所得等や居室(個室・相部屋)の種類により負担の限度額が異なります。

② 食費(重要事項別添参照) および 特別な食事(酒を含む)

- ・青石寮の食事代は1,545円です(日額)。
- ご契約者の所得等により負担の限度額が異なります。
- ・食費のうち、ご契約者負担となるのは、「食材料費」+「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。
 - ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金 : 要した費用の実費

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

2ヶ月1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,000円

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり カット 1,000円 毛剃り 500円 毛染め 実費
パーマ 業者との相談

④ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等や参加費の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます（無料）。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例・・・お菓子、果物、嗜好品等（実費）

おむつ代は介護保険の給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 医療費

外部医療機関への受診、あるいは往診等に掛かる費用は自己負担となります。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．利用料金（サービス費、食費・居住費）

下記指定金融機関口座からの口座振替…引き落とし日（毎月25日）

（伊予銀行、四国銀行、愛媛銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛信用金庫、西宇和農協、四国労働金庫、及びゆうちょ銀行）

口座振替による支払いがやむを得ず出来ない場合は、青石寮から発行する八幡浜地区施設事務組合長名の納付書（2部）による八幡浜市指定金融機関への支払い、若しくは青石寮の窓口での現金支払い。

イ．介護保険の給付対象とならないサービス費（医療費、散髪費等（2）-③⑦⑨参照）

介護保険給付対象とならない費用は実費を青石寮の窓口での現金支払い

青石寮へ通帳管理を依頼される方は、預かり預貯金通帳への入金

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます

5. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 21 条参照）

6. 連帯保証人（契約書第 22 条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 施設長補佐 小野 富敬

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8：30～17：15 あるいは 9：45～18：30

勤務状況により日直（介護支援専門員・生活相談員）が、
ご相談にのらせて頂く場合がございます。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八幡浜市保健福祉総合 センター 介護サービス係	所在地 八幡浜市松柏乙1101番地 電話番号・0894-24-6626 FAX ・0894-24-6652 受付時間 8:30～17:15 (月～金) 休日夜間連絡先: 八幡浜市地域包括支援センター 0894-24-3918
伊方町役場保健介護課 地域包括支援センター	所在地 西宇和郡伊方町湊浦866番地 電話番号・0894-38-2652 FAX ・0894-38-0372 受付時間 8:30～17:15 (月～金) 休日夜間連絡先: 宿日直から担当へ連絡 0894-38-0211
西予市役所高齢福祉課 介護予防係	所在地 西予市宇和町卯之町3丁目434 電話番号・0894-62-6406 FAX ・0894-62-6543 受付時間 8:30～17:15 (月～金) 休日夜間連絡先: 宿日直から担当へ連絡 0894-62-1111
愛媛県国民健康保険団体 連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町101番地1 電話番号・089-968-8700 FAX ・089-968-8717 受付時間 8:30～17:15 (月～金)
愛媛県社会福祉協議会 (愛媛県運営適正化委員 会苦情解決部会)	所在地 愛媛県松山市持田町3丁目8番15号 電話番号・089-998-3477 FAX ・089-921-8939 受付時間 9:00～16:00 (月～金)

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム青石寮

説明者職名 介護支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 平屋建て（一部地階付き）

(2) 建物の延べ床面積 6127.69㎡

(3) 事業所の周辺環境

八幡浜市保内町北部に位置し、保内町中心部から北側を通る国道378号線に接続する町道に接し、八幡浜市内から約20分、保内町から約10分の位置のあり、北側は瀬戸内海が一望できる自然環境に恵まれた場所にあります。やさしい自然と共にゆったりとした快適な空間があり、老後の生活の場として最適であります。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員（看護職員兼務）を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

常勤1名兼務3名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の医師を嘱託医として配置しています。

3. 事故発生時の対応

1. 直接処遇職員はユニットの内・外、また担当利用者等を問わず、各利用者のADL（日常生活動作）および精神状態を把握し、事故などの防止に努める。
2. 日常の介護の中で、ヒヤリ・ハットの体験等を、各ブロック内または職員会などの全体会で報告・申し送りし、事故を未然に防止することに努める。
3. 周辺環境・設備面・介護用品、機器等による、危険個所や危険に至ると予想されるものについては改修・改善等により、事故の防止に努める。
4. 但し、万全を期しても突然、突発の事故を未然に防げない場合もあり、事故発生時において、下記の内容において、利用者の身体・生命の救護にあたること。

① 事故発生時	発生の状況を確認、バイタルサイン（意識）、外傷、疼痛等の身体状況を確認する。
---------	--



② 状況確認後の対応（１）	身体・生命に危険性のある場合、早急に消防署に通報。救急車の出動を要請する。応急処置を行い、救急隊の到着を待つ。
---------------	---



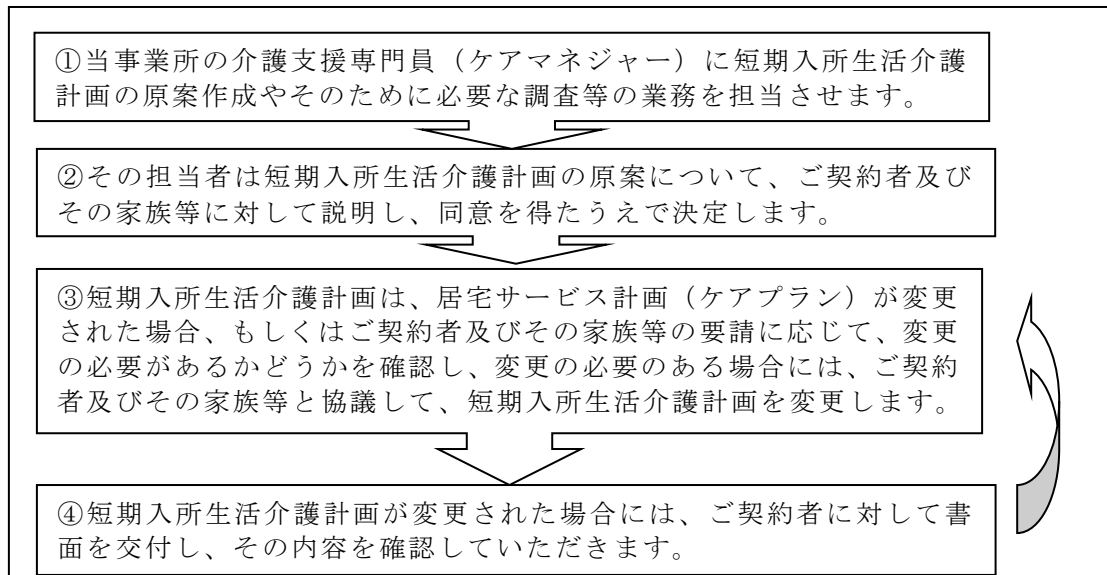
② 状況確認後の対応（２）	意識、外傷・疼痛・その他の症状の有無によらず、主治医看護師等に連絡・報告し、指示を仰ぐ。
---------------	--



③ 事故の報告	事故後の対応ののち、速やかにご家族と各市町村（保険者）に経緯を報告する
---------	-------------------------------------

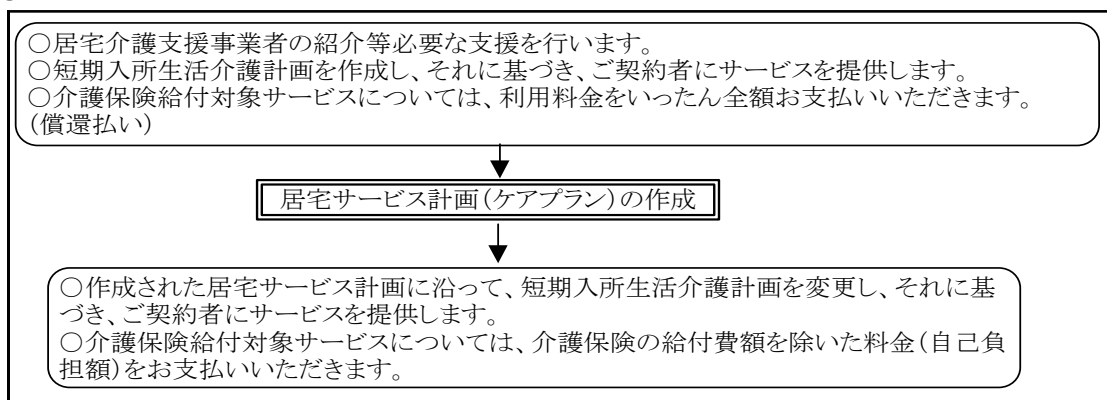
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



③ 要介護認定を受けていない場合

- ・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・短期入所生活介護計画を作成しそれに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます（償還払い）。



A 要支援1・2及び要介護1～5と認定された場合

- ・各種サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者の紹介等の支援を行います。



（地域包括支援センターや居宅介護支援事業者による）各種サービス計画の作成。



- ・作成された各種サービス計画（ケアプラン）に沿って、短期入所生活介護計画等を変更しそれに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額、通常・・・一割）をお支払いいただきます。

B 自立と認定された場合

- ・契約は終了します。
- ・既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

5. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。また非常災害時においては青石寮防災計画（火災、風水害、地震、土砂災害、原子力災害）に基づき、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難・救助そのほか必要な訓練を行います。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて医療を必要とする場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者あるいはご家族から対応方法や治療等について聴取、確認を致します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。また請求がない場合でも、施設側からの積極的な開示を行えるように努めます。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

6. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

面会にあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。

① 生ものほか感染症の原因となりえるもの ②主治医より食事・間食制限のある方への飲食物 ③薬品類 ④火気(ライター等)

※ お菓子や果物等の差し入れをお持ちの方は生活に重大な支障をきたす恐れがありますので必ず、職員までご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内全館禁煙とさせていただきます。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関やその他の病院において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	市立八幡浜総合病院
所在地	八幡浜市太平 1-638
診療科	全診療科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	王子の森歯科医院
所在地	八幡浜市五反田 1-1-2
診療科	歯科

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(重要事項別添)

※短期入所生活介護費 (契約書第 5 条参照)

二人部屋(相部屋) … 青石寮の食事代は 1,545 円、居住費は 915 円です(日額)。

(単位 円)

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	603	672	745	815	884
4. 食事負担額	300 ~ 1,545 (1,545)				
5. 居住費負担額	0 ~ 915 (915)				

一人部屋(個室) … 青石寮の食事代は 1,545 円、居住費は 1,231 円です(日額)。

(単位 円)

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	603	672	745	815	884
4. 食事負担額	300 ~ 1,545 (1,545)				
5. 居住費負担額	380 ~ 1,231 (1,231)				

※食費・居住費については所得等に応じた負担減額認定を受けている場合は、補足給付が支給され、認定証に記載された負担額となります。

日常生活上や状況による加算・減算について

1日当たりの利用料金[単位×10円]

【加算名・減算名】		単位数	費用額 (10 割)	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の 3 %減				
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の 30 パーセント減				
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算		所定単位の 3 パーセント減				
④ 身体拘束未実施減算		所定単位の 1 パーセント減				
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の 1 パーセント減				
⑥業務継続計画未実施減算		所定単位の 1 パーセント減				
⑦共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い減算		所定単位の 8 %減				
⑧生活相談員配置等加算		13 単位／日	130 円	13 円	26 円	39 円
⑨生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練を行っている場合	(Ⅰ)	100 単位／月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	200 単位／月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	(Ⅲ) ※	100 単位／月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
⑩専従の機能訓練指導員を配置している場合(機能訓練体制加算)		12 単位／日	120 円	12 円	24 円	36 円
⑪個別機能訓練加算		56 単位／日	560 円	56 円	112 円	168 円
⑫看護体制加算	(Ⅰ)	4 単位／日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(Ⅱ)	8 単位／日	80 円	8 円	16 円	24 円
	(Ⅲ) イ	12 単位／日	120 円	12 円	24 円	36 円
	(Ⅲ) ロ	6 単位／日	60 円	6 円	12 円	18 円
	(Ⅳ) イ	23 単位／日	230 円	23 円	46 円	69 円
	(Ⅳ) ロ	13 単位／日	130 円	13 円	26 円	39 円
⑬医療連携強化加算		58 単位／日	580 円	58 円	116 円	174 円
⑭看取り連携体制加算		64 単位／日	640 円	64 円	128 円	192 円
⑮夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13 単位／日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(Ⅱ)	18 単位／日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)	15 単位／日	150 円	15 円	30 円	45 円
	(Ⅳ)	20 単位／日	200 円	20 円	40 円	60 円
⑯認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位／日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
⑰若年性認知症利用者受入加算		120 単位／日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
⑱利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184 単位／片道につき	1,840 円	184 円	368 円	552 円
⑲緊急短期入所受入加算		90 単位／日	900 円	90 円	180 円	270 円
⑳長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）		－30 単位／日	－300 円	－30 円	－60 円	－90 円
㉑口腔連携強化加算		50 単位／日	500 円	50 円	100 円	150 円

②療養食加算		8 単位／回		80 円	8 円	16 円	24 円	
③在宅中重度受入 加算	(1)	421 単位／日		4,210 円	421 円	842 円	1263 円	
	(2)	417 単位／日		4,170 円	417 円	834 円	1,251 円	
	(3)	413 単位／日		4,130 円	413 円	826 円	1,239 円	
	(4)	425 単位／日		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円	
④認知症専門ケア加 算	(Ⅰ)	3 単位／日		30 円	3 円	6 円	9 円	
	(Ⅱ)	4 単位／日		40 円	4 円	8 円	12 円	
⑤生産性向上推進体 制加算	(Ⅰ)	100 単位／月		1,000 円	100 円	200 円	300 円	
	(Ⅱ)	10 単位／月		100 円	10 円	20 円	30 円	
⑥サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	22 単位／日		220 円	22 円	44 円	66 円	
	(Ⅱ)	18 単位／日		180 円	18 円	36 円	54 円	
	(Ⅲ)	6 単位／日		60 円	6 円	12 円	18 円	
⑦介護職員処遇改善 加算	(Ⅰ)	14%増						
	(Ⅱ)	13.6%増						
	(Ⅲ)	11.3%増						
	(Ⅳ)	9.0%増						
	(Ⅴ)	(1)	12.4%増					
		(2)	11.7%増					
		(3)	12%増					
		(4)	11.3%増					
		(5)	10.1%増					
		(6)	9.7%増					
		(7)	9.0%増					
		(8)	9.7%増					
		(9)	8.6%増					
		(10)	7.4%増					
		(11)	7.4%増					
		(12)	7.0%増					
		(13)	6.3%増					
(14)		4.7%増						

① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算

人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケアにおける体制の未整備減算

日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算 ※新設

身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合

*身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※令和7年4月1日より適用

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）

共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算

⑧ 生活相談員配置等加算

共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合

⑨ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）

常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

⑪ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑫ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑬ 医療連携強化加算

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合

⑭ 看取り連携体制加算 ※新設

看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合

⑮ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合

⑰ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

⑲ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）

連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合

⑳ 口腔連携強化加算 ※新設

事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合

㉑ 療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉒ 在宅中重度者受入加算

利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合

㉓ 認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㉔ 生産性向上推進体制加算 ※新設

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉕ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉖ 介護職員等処遇改善加算 ※新設

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

請求、計算方法等

- ※ 食費の計算および請求は、一食単位で行わせていただきます。
- ※ また、以下の状態にあるご契約者には経過措置が適用されます。
 - ・医師の判断による感染症や治療上の必要などによって、一定期間（30 日以内）個室への入所が必要な場合（1 回のみ適用）。
 - ・医師の判断による著しい精神状態等により、二人部屋（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である場合。上記の方が一人部屋（個室）利用せざるを得ない場合は、二人部屋（相部屋）の介護報酬、居住費が適用となります。
- ※ 送迎を行った場合、片道 1、840 円（自己負担 184 円）が加算されます。
- ※ 食費・居住費については所得等に応じた負担減額認定を受けている場合は、補足給付が支給され、認定証に記載された負担額となります。
- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また基本施設サービス費のほかに、加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。
- ※ 連続して 30 日を超える短期入所生活介護の利用はできません。